

第1編 総則

1 計画策定の背景・趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、国は、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を制定し、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を策定することを明記した。

福岡県では、平成28年3月に福岡県災害廃棄物処理計画を策定し、それぞれの市町村が災害廃棄物処理計画を策定することとした。

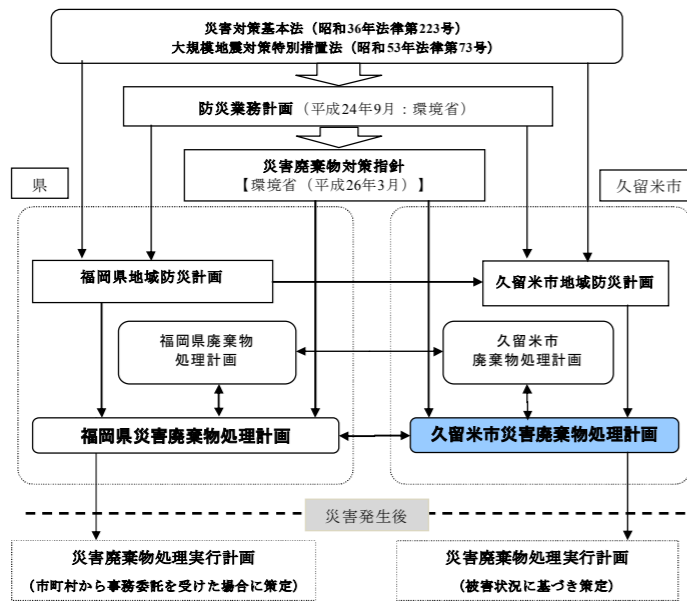
本計画は、東日本大震災のみならず、平成24年7月九州北部豪雨、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨等多くの災害を経て、本市が被災した場合を想定した災害廃棄物処理について、必要となる事項をとりまとめ、災害廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行うため策定するものである。

また、計画策定後には、住民の健康への配慮や安全の確保や分別、選別、再生利用などによる廃棄物の減量化を図る必要があり、それらに対応した災害廃棄物の処理について実施マニュアルを策定することとし、災害発生時には、本計画及び実施マニュアルをもとに具体的な処理方法を定める災害廃棄物処理実行計画を作成する。

なお、本計画は、地域防災計画の修正、被害想定の見直しや今後の様々な状況の変化等に応じて、適宜、見直していくものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、環境省の指針を踏まえ、久留米市地域防災計画と整合を図りながら「福岡県災害廃棄物処理計画」と連携して災害廃棄物処理を実施するものである。



3 対象とする災害と災害廃棄物

- ・地震災害及び風水害とする。
- ・地震災害は、「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」で想定されている活断層によるもの。風水害は、国及び県が設定した浸水想定区域図に基づく。

発生源	種類
地震や風水害による災害	木くず(流木、風倒木含む)
	コンクリートがら、
	金属くず
	可燃物
	不燃物
	土砂(岩石含む)
被災者や避難者の生活	廃家電
	廃自動車等
	処理困難廃棄物
	避難所ごみ、生活ごみ

4 災害廃棄物処理の基本的な考え方

災害時において、大量に発生する廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

(1) 処理の基本
災害廃棄物の処理は、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図るため、適正な処理を確保しつつ迅速に処理する。

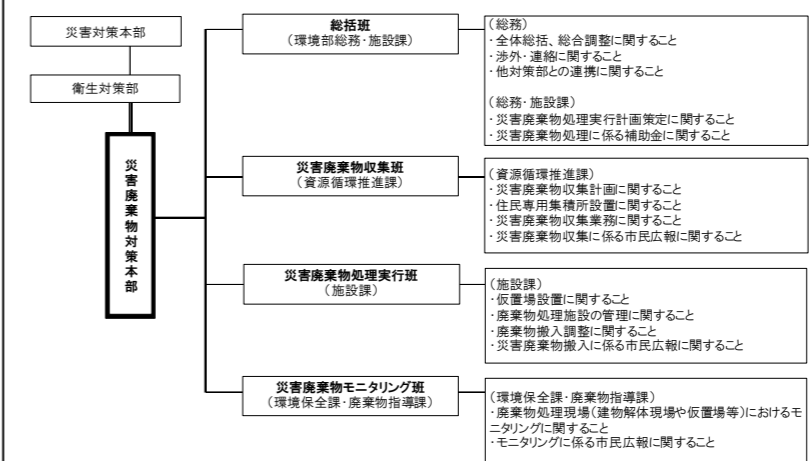
(2) 処理方法
災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用(リサイクル)によりその減量を図る。

(3) 処理期間
処理期間は、本市における災害廃棄物発生量及び処理可能量を踏まえ、県内市町村等による広域的な支援がなされることを前提に、規模が大きい災害の場合でも1年以内の処理完了を目指す。

(4) 処理体制
本市による処理を原則とするが、被災状況に応じて、周辺市町村、一部事務組合、県、九州地方、国、民間事業者と協力して処理を行う。また、状況によっては、県への事務委託等を検討する。

5 組織体制・指揮命令系統

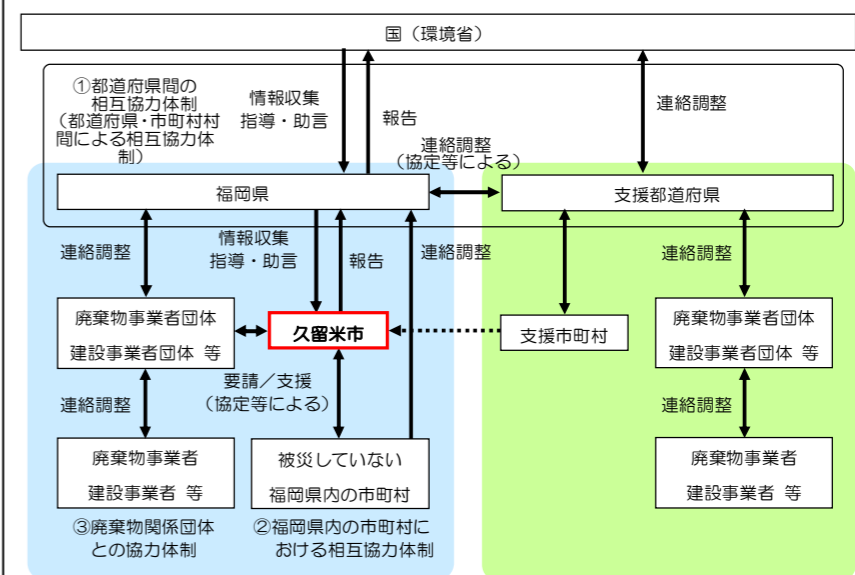
久留米市地域防災計画に基づき設置する災害廃棄物対策本部が、都市施設対策部をはじめとする各対策部と連携を取り災害廃棄物処理に関する業務を行う。



6 協力支援体制

被災規模に応じて、相互協定を締結している県内市町村、一部事務組合及び民間事業者に対し協力・支援を要請する。

この協力・支援体制だけでは対応できない場合については、福岡県を通じて県外自治体への支援を要請する。



第2編 災害廃棄物処理対策

1 災害廃棄物発生量の推計

〔避難所における生活ごみ発生量〕

	西山断層	警固断層	水縄断層	直下型地震
避難所避難者数(人)	1,006	3,461	10,868	6,150
生活ごみ発生量(t/日)	0.70	2.40	7.53	4.26

〔地震による災害廃棄物の発生量 単位：千トン〕

	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合計
西山断層(北西下部)	11.00	23.89	1.42	11.69	48
警固断層(北西下部)	36.00	72.13	4.39	42.48	155
水縄断層(北東下部)	113.00	236.48	14.29	132.24	496
水縄断層(中央下部)	99.00	205.72	12.46	116.83	434
水縄断層(南西下部)	50.00	107.13	6.45	58.42	222
基盤一定(M6.9 深さ10km)	64.00	129.72	7.88	75.40	277

〔風水害による災害廃棄物の発生量 単位：トン〕

対象河川	水害廃棄物発生量(トン)
小石原川	1,651
大刀洗川	578
巨瀬川	1,375
宝満川	8,435
広川	383
筑後川	164,704

※出典「福岡県災害廃棄物処理計画市町村計画策定マニュアル」

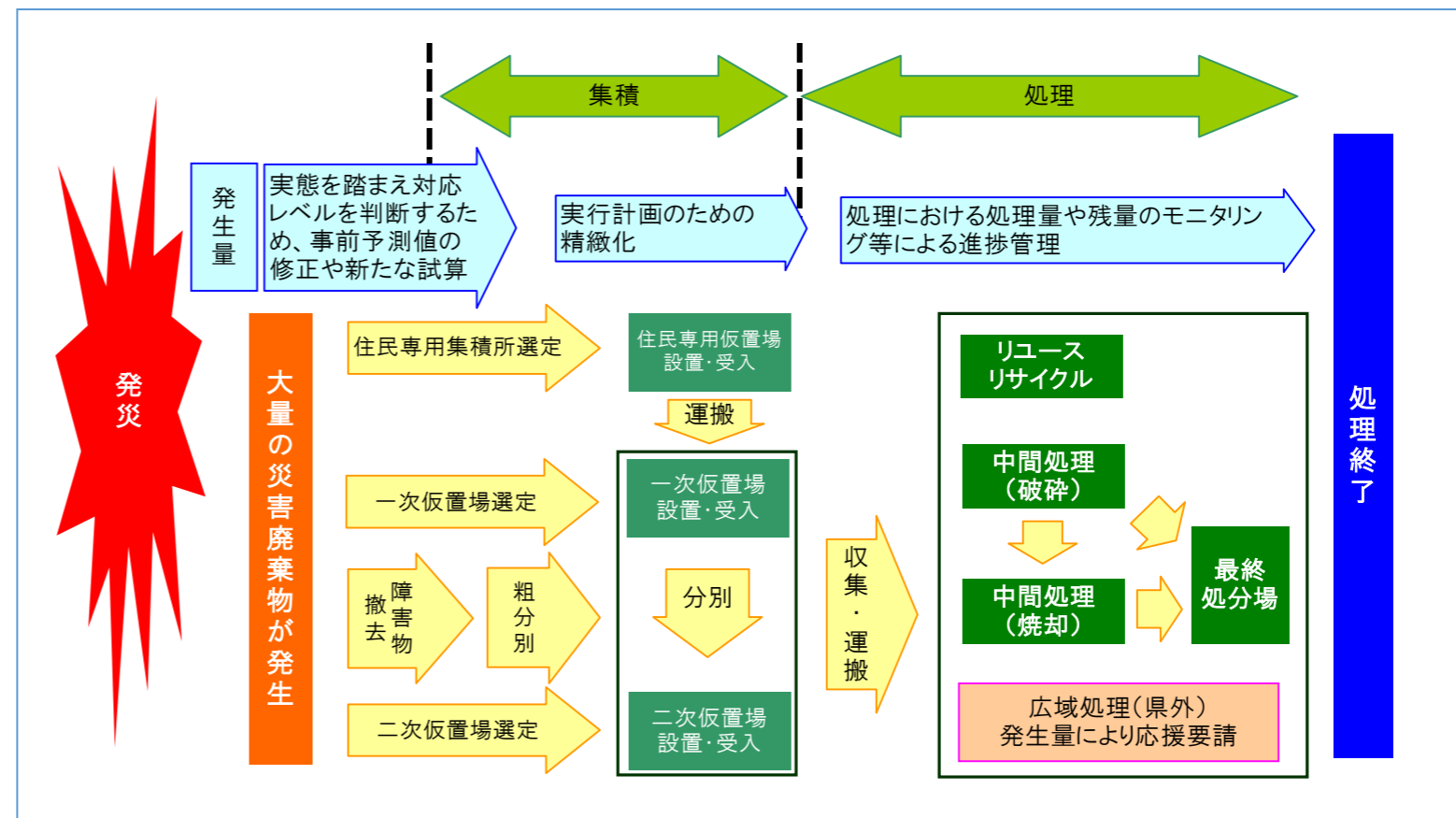
2 災害廃棄物処理

〔災害廃棄物処理実行計画の策定〕

発災後、本市は本計画及び実施マニュアルをもとに、具体的な処理方法等を定める実行計画を作成する。

災害廃棄物処理を進めるにつれて、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理にあたって課題等が次第に判明することから、処理の進捗に応じて災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。

なお、災害規模に応じた協力支援を受けて、規模が大きい災害の場合でも1年以内に処理を完了することを目指す。



〔仮置場の確保〕

災害廃棄物の発生状況に応じ、住民専用集積所、一次仮置場、二次仮置場の設置を行う。

- ・住民専用集積所は、被災家屋から排出される一般廃棄物を自己搬入する場所として設置する。
- ・一次仮置場は、住民専用集積所等の災害廃棄物を分別し、一定期間保管する場所として設置する。
- ・二次仮置場は、広域処理も視野に入れた中間処理(破碎・選別等)を行う必要があると判断した場合に設置する。

〔仮置場の必要面積〕

西山断層		警固断層		水縄断層水縄(北東下部)		直下型地震	
(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
33,818	3.4	108,409	10.8	345,955	34.6	194,045	19.4